

■ Article ■

競馬払戻金・「独自予想」と一時所得

最高裁平成30年8月29日決定（平成29年（行ヒ）第46号）

税資第268号-74（順号13179）

税理士 林 仲宣

【事実の概要】

Xは、平成19年9月頃、会社を退職、自ら競馬予想プログラム（当該レースでの各馬の勝率を求めるソフトウェア及び予想的中率とオッズを掛け合わせて期待値を算出して指定する期待値下限を超える買い目を抽出するソフトウェア）を開発し、JRA-VANデータラボが提供する競馬データを利用して、各馬の過去の走破タイムと補正データから各馬の能力を推計し、当該レースの条件（出走頭数、競馬場の種類、レースの距離及び枠順等）において、各馬がその能力をどれだけ発揮できるかプログラムを用いて推定し、乱数を用いた模擬レースを数万回行って、予想買い目を出力し、その予想した買い目の的中率を過去の実績から算出して、リアルタイムのオッズと予想的中率を掛け合わせることで期待値を求め、期待値が高い馬券を抽出して購入することで利得を得てきた。

Xは、毎週ほぼ全レースで馬券を購入しており、少なくとも、平成20年は2,900レース、平成21年は2,813レース、平成22年は2,247レース、平成23年は1,446レース、平成24年は756レース、平成25年は2,094レースで馬券を購入、毎年数千万～数億円の馬券を購入し、払戻金を得ていた。なお収支の状況はそれぞれの年で平成21年約1,575万円の利益、平成22年約296万円の損失、平成23年約49万円の損失、平成24年約155万円の損失、平成25年約446万円の利益であった。

Xは、所得税の確定申告において、競馬の払戻金に係る収入（以下「競馬所得」という）を事業所得として申告し、外れ馬券の購入費用を含む馬券購入総額を必要経費に算入していた。これに対し課税庁は平成24年6月29日付で平成21年分及び平成22年分の所得税についてXの競馬所得は一時所得に該当し、外れ馬券の購入費用は必要経費として控除できないなどとして、所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定を行った。

Xはこれに対し、競馬予想プログラムを用いて、多種多様な要素を分析して、レース結果を予想し、予想的中率ではなく期待値に注目して期待値が1を超える馬券を機械的に選択し、網羅的に大量購入することを反覆継続することにより、長期間を通じて利益を得ようとしている。このような一連の行為からすれば、本件競馬所得は、偶発的な利得ではなく、必然的な利得というべきであり、安定的、継続的に収益が見込まれるものであるし、その規模も極めて大規模である。しかも、Xは馬券を購入するに際し、全てを上記プログラム等の機械に任せるのではなく、要所でX自身の判断も入れて遂行しているが、そのことはXが馬券購入行為を事業として行っていることを示すものであるため事業所得に該当するなどと

主張してその各取消しを求める事案である。

第一審（横浜地裁平成28年11月9日判決税資第266号-152（順号12930））ではXの請求が棄却され控訴審（東京高裁平成29年9月28日判決税資第267号-119（順号13068））でも第一審の結論が維持されたためXは上告したが上告不受理となり確定した。

【判旨】

上告不受理、原判決である東京高裁平成29年9月28日判決税資第267号-119（順号13068）が確定。

本事案について最高裁判所は上告を受理しない決定を下したため、東京高裁平成29年9月28日判決が確定した。東京高裁はXの競馬所得について次のように判断し一時所得に該当するとしている。

1. 事業所得該当性

事業所得にいう「事業」に当たるかどうかは、一応の基準として、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務に当たるかどうかによって判断するのが相当であり、具体的には、営利性及び有償性の有無、反復継続性の有無に加え、自己の危険と計算においてする企画遂行性の有無、その者が費やした精神的及び肉体的労力の有無及び程度、人的及び物的設備の有無、その者の職業、経験及び社会的地位、収益の状況等の諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、「事業」として認められるかどうかによって判断すべきものと解するのが相当である。そして、社会的客観性をもって「事業」として認められるためには、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性がなければならないと解される。

本件競馬所得に係る収入は、JRAからXに交付された競馬の払戻金であるところ、Xが、その主張のとおり、競馬予想プログラムを用いてレース結果を分析、予測し、自らの設定する条件に見合う期待値の高い馬券を抽出する作業をしていたとしても、そのような作業（役務）は馬券購入の相手方であるJRAに提供されたものではないから、その役務の対価としてXが払戻金を得るわけではない。また、払戻金は、当然ながら、JRAに対し券面額を支払って馬券を購入しただけで得られるものではなく、レースの結果という偶然の事情により購入した馬券が的中することで初めて発生するものであるから、Xが得た払戻金をもって、馬券購入のためにXがJRAに支払った金員の対価であるということもできない。そうすると、Xの馬券購入行為は、そのための準備行為を含めて考えても、「対価を得て」継続的に行う事業に当たるとはいえない。

Xは、競馬予想プログラムを用いて買い目的的中率を予想した上で、期待値（予想的中率×オッズ）が高い馬券（払戻金を得る確率が高い馬券）を選んで購入していたほか、全ての判断を同プログラムに任せるのではなく、要所においてX自

身の判断を入れていたというのであって、その馬券の購入態様は、購入規模は別として、個々のレースの結果を予想して、予想の確度に応じてどのように馬券を購入するかを判断している一般的な競馬愛好家による馬券の購入態様と質的に異なるものではない。そして、競馬は、的中した馬券の購入者に、馬券の売得金のうち一定の額を按分して払い戻す仕組みとなっており、払戻金は、その発生の有無及び額が個々のレースの結果という不確定な事実にかかっているという点で、本来的には偶発的な利得という性質を有するものであり、交付される払戻金の総額が馬券の発売総額の約75%にとどまることからすれば、一般的には、払戻金により相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性は乏しいといわざるを得ない。

しかも、Xは、競馬予想プログラムを用いるとはいえ、買い目の的中率を予想した上で、期待値（予想的中率×オッズ）が高い馬券を選び、要所では自らの判断も入れて馬券を購入していたというのであって、その馬券の購入方法は一般の競馬愛好家と質的に異ならないと評価できるのである。

そうすると、Xの本件各係争年分の馬券購入行為は、その購入規模の大きさを踏まえても、払戻金の発生に関する偶発的な要素が相当程度減殺され払戻金により相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が客観的にあったとまでは、認めることはできないというべきである。

2. 雑所得該当性

一時所得か雑所得かが争点となり、雑所得と判断された最高裁平成27年3月10日判決¹と比較すると、平成27年判決では、過去のレースの結果に現れた特定のファクターごとの統計上の傾向が今後も同様に現れると仮定して、レースの着順予想をするのではなく、過去のレースで投下資本を超える配当が得られた買い目の抽出条件をこれから行われるレースの買い目の抽出条件とし、かつ、オッズの高い馬券（的中する確率は低いが、当たれば高配当を期待できる馬券）の当たり外れによる影響を排除した網羅的な馬券の購入方法を採用することで、長期的に安定した利益を得ようとしていたのに対し、Xは、コンピュータを駆使して着順予想の精度を高めることで予想的中率を向上させ、かつ、予想的中率にオッズを掛け合わせることで、自ら算出した予想的中率と比較して他の馬券購入者が低く評価している出走馬の馬券を購入して高配当を得ようとする射倖性の高い馬券の購入方法を採用していた。

また、Xは、最終的な馬券購入の判断は競馬予想プログラムではなくX自身が行っており、必ずしも競馬予想プログラムが抽出した買い目どおりに無差別かつ網羅的に馬券を購入していたわけではない。

以上によれば、Xによる馬券の購入は、予想的中率及び期待値算出のために多くの演算処理を行うこと、馬券の購入が長期間にわたり多数回かつ頻繁であることを除けば、買い目の的中に着目した一般の競馬愛好家による馬券の購入と異なる

るところはなく、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかであるとはいえないから、これによる所得は、一時的・偶発的所得としての性質を失わず、一時所得の非継続性要件及び非対価性要件をいずれも満たすというべきである。

【解説】

本事案における主要な争点は、Xが競馬の馬券購入によって得た払戻金に係る所得が、所得税法上、事業所得、一時所得、雑所得のいずれに該当するかという点である。この所得区分は、特に外れ馬券を含む馬券購入費用全般が必要経費として控除可能か否かに直結し、納税額に大きな影響を与える。また事業所得となる場合には損失が生じた場合に損益通算や損失の繰越控除も可能となり納税額にさらに大きな影響を与えることとなる。

1. 事業所得該当性

事業所得といえるかどうかについて裁判所はXの馬券購入行為は、そのための準備行為を含めて考えても、「対価を得て」継続的に行う事業に当たるとはいい難いとしている。また、社会的客観性をもって「事業」として認められるためには、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性がなければならない、と指摘した。その上で競馬による払戻金は本来的には偶発的な利得であり継続して安定した収益を得られる可能性は乏しいとし、さらにXの馬券購入方法についてプログラムの予想に自らの判断も入れていたのであり一般の競馬愛好家と実質的には異ならず、安定した収益を得られる可能性が客観的にあったとまでは認められないとして事業所得には該当しないとしている。

Xは馬券を購入するに際し、全てをプログラム等の機械に任せるのではなく、要所で自身の判断も入れて遂行していることが馬券購入行為を事業として行っていることを示すものである、とも主張していた。しかし裁判所は逆に自らの判断を入れて購入していたことにより事業性を否定している。自らの判断が入ることによって偶発性が高まる、ということである。競馬による利得は偶発的なものである点を重視し、偶発性を如何に減殺しているといえるかが重要な判断要素とされている。

2. 雑所得該当性

Xは競馬の払戻金による利得はあくまで事業所得であると主張し雑所得とは主張しなかったが裁判所は雑所得該当性についても検討している。一時所得の非継続性要件、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否か、が問題となる。

結論として裁判所は、Xの活動を「営利を目的とする継続的行為」とは認めなかった。最終的な馬券購入の判断は競馬予想プログラムではなくX自身が行って

おり、必ずしも競馬予想プログラムが抽出した買い目どおりに無差別かつ網羅的に馬券を購入していたわけではなく、馬券購入が長期、多数回、頻繁である以外は的中に着目した一般の競馬愛好家による馬券購入と同様とされ「営利を目的とする継続的行為」とは認められなかった。

これは、たとえ専門的知識やツールを用いたり、馬券購入回数や金額が一般とはかけ離れていたりしても客観的に見て偶然性を十分に排除し、安定的な収益を上げる仕組みとして機能していなければ、「営利を目的とする継続的行為」とは評価されないことを示している。

3. 近年の競馬関連裁判との比較

競馬所得を初めて雑所得とした最高裁平成27年3月10日判決は、馬券を自動的に購入するソフトを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するといえ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として所得税法上の一時所得ではなく雑所得に該当するとしている。

その後の最高裁平成29年12月15日判決²では、納税者はソフトウェアを使用せず独自のノウハウに基づく馬券購入していたが、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウに基づいて長期間にわたり偶然性の影響を減殺するため多数回かつ頻繁に馬券の網羅的な購入をして100%を超える回収率を実現することにより多額の利益を恒常的に上げていたものであり、「営利を目的とする継続的行為」といえるとして雑所得に該当するとしている。

これらに対し東京高裁平成28年9月29日判決³は、競馬所得は労務の対価でもなく年単位での収支はいずれも赤字であり社会通念上「対価を得て継続的に行う事業」とはいえず事業所得には該当しない。また、成績、血統、オッズ妙味等を基とした独自予想による購入は大規模購入であったとしても一体の経済活動とはいえず「営利を目的とする継続的行為」ともいえないとして一時所得に該当するとしている。

最高裁平成27年3月10日判決や最高裁平成29年12月15日判決では、ソフト利用や独自のノウハウにより、長期間にわたり恒常的に多額の利益を上げていた事実及び偶然性を排除し回収率向上を目指した行為が「営利を目的とする継続的行為」であり「一体の経済活動の実態」を有するものと認められ、雑所得とされた。

これに対し、東京高裁平成28年9月29日判決では、結果として年間で多額の損失を計上していた点に加え独自予想によっており一般的な競馬愛好家の範疇を出ないとして一時所得とされた。本事案も、収益の不安定さに加え×自身の判断を馬券購入の決め手としていた点から偶然性を排除した経済活動とはいえないと

して、東京高裁平成28年9月29日判決と同様の判断となった。

裁判所は、単に馬券購入が大規模・長期間であるだけでは「営利を目的とする継続的行為」とは認めていない。納税者が内心利益を追求していたかどうかとは関係なく、客観的にみて利益獲得の蓋然性が高く、かつ、その活動が趣味の域を超えた経済活動としての実態を備えているといえるか、厳しく判断しているといえる。

【検討課題】

- a. 納税者の独自予想により利益を上げ続けている場合に「営利を目的とする継続的な行為」といえるか。
- b. 偶然性を排除したプログラムやノウハウにより利益を上げ続けている場合に事業所得に該当するか。

以上

¹ 刑集 69 卷 2 号 434 頁

² 税資第 267 号-151 (順号 13100)

³ 税資第 266 号-129 (順号 12907)